

介護予防リーダー募集

介護予防リーダーに必要な研修を受講し、地域でボランティアとして介護予防事業を推進していただく方を募集します。
介護予防の知識と技術を身につけて、いつまでも元気に暮らせる地域づくりに参加しませんか。
資格・経験・性別は問いません。

介護予防とは…

寝たきりなどの介護が必要な状態にならないように、心身の衰えを予防・回復しようという取り組みのことです。
病気の予防だけでなく、老化のサインをいち早く発見し、適切な運動を行うことで、「元気でイキイキとした生活」を維持することができます。

応募資格 市内在住の40歳以上の方

募集人数 15人(先着順)

研修期間 7月30日～9月24日の毎週水

曜日(8月13日を除く) 午後1時30分

～3時30分(全8回)

研修場所 じゅらく苑「機能回復訓練室」

(コミュニティセンター内)

活動内容

○高齢者の筋力向上トレーニングなどのサポート

○地域における介護予防自主グループの立ち上げと運営

申込み・問合せ 6月5日(木)～20日(金)に、

電話または直接高齢福祉介護課地域包括支援センター係



前回の研修の様子▲▶



パソコンセミナー 生徒募集 6・7月

会場 産業福祉センター
定員 各コース10人(先着順)
申込み 受講料とテキスト代を添えて、直接産業福祉センターへ
○市内事業者の方 6月3日(火)午前9時～
○市内在住・在勤の方 6月4日(水)午前9時～

※詳しくは、問い合わせてください。
問合せ 産業福祉センター ☎ 579-6425 (月曜日休館)
※毎週Microsoft Office Specialist 試験を行っています。詳しくは、産業福祉センターホームページをご覧ください。

コース名	日時	内容	受講料	テキスト
初めてのパソコン (2日間)	6月7日(土)・8日(日) 午後1時～4時	初心者対象。パソコンの起動、マウスの操作、ローマ字入力の練習。	3,000円	1,785円
ワードの初級編 (2日間 or 3日間)	6月10日(火)～12日(木) 午前10時～正午	社内・外文章作成の基本クラス。書式設定、表作成、印刷、カラフルなイラスト挿入など。	3,000円	2,100円
	6月14日(土)・15日(日) 午後1時～4時			
	7月1日(火)・2日(水) 午後6時～9時			
ワードの応用編 (2日間)	7月15日(火)・16日(水) 午後1時～4時	長文作成の時に役立つページ設定、図形挿入、宛名ラベルの作成など。	3,000円	2,100円
エクセルの初級編 (2日間 or 3日間)	6月17日(火)～19日(木) 午前10時～正午	データ入力、表作成、表計算、便利な関数、グラフの挿入など。	3,000円	2,100円
	6月28日(土)・29日(日) 午後1時～4時			
	7月8日(火)・9日(水) 午後6時～9時			
エクセルの応用編 (2日間)	7月8日(火)・9日(水) 午後1時～4時	いろいろな関数、データ分析、グラフの応用的な使い方など。	3,000円	2,100円
アクセスの初級編 (2日間)	6月12日(木)・13日(金) 午後1時～5時	エクセル操作を円滑に行うことができ、大量のデータベースを管理したい方が対象。	5,000円	2,100円
アクセスの応用編 (2日間)	6月26日(木)・27日(金) 午後1時～5時		5,000円	2,310円
デジカメ写真編集 (半日)	7月12日(土) 午後1時～5時	パソコンに取り込んだデジタル写真のサイズ変更やワードへの挿入など。	2,000円	1,554円
初めてのブログ 初級編 (2日間)	7月26日(土)・27日(日) 午後1時～4時	インターネットで自ら情報を発信したい方が対象。	3,000円	1,680円

介護保険料特別徴収額および特別徴収開始のお知らせを送付します

6・8月分の特別徴収額（年金天引き額）変更

平成19年度から継続して介護保険料（「保険料」）を年金からの天引きで納付している方のうち、6・8月の保険料額が変更となる方に、平成20年度介護保険料特別徴収額（年金天引き額）のお知らせを送付します。

年金から天引きする保険料額は、介護保険法の規定により「4・6・8月分の保険料額は同年2月分（前年度分）と同額とする。ただし、2月分と同額にすることが適当でない場合には、6・8月分の保険料額を変更できる。」「10・12・翌年2月分の保険料額は賦課決定した当該年度の保険料から4・6・8月分の保険料額を差し引いて3回に分けた額とする。」とされています。

今回変更の対象となる方は、2月分（平成19年度分）の保険料額のまま4・6・8月分を年金から天引きすると、平成20年度の保険料で、4・6・8月分の納付額の合計と、10・12・平成21年2月分の納付額の合計額の差が大きくなる方です。

これは、納付額の差を押さえるために、平成20年度の保険料を仮に平成19年度の保険料の所得段階を基に算出し、4・6・8月分の保険料額の合計と10・12・平成21年2月分の保険料額の合計がおおむね同じ額となるように6・8月分の保険料額を変更して調整するものです。

※7月に賦課決定する平成20年度の保険料の所得段階

お知らせを送付します

階が平成19年度と変わる場合は、10・12・平成21年2月分の保険料額の合計が変わります。

※10月分以降の保険料額は7月に送付する、平成20年度介護保険料額決定通知書でお知らせします。

変更例

平成19年度と20年度の所得段階が4段階(48,000円)、平成20年2月の保険料額が4,000円の場合

6・8月分の保険料を変更しないで天引きすると					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
4,000円	4,000円	4,000円	12,000円	12,000円	12,000円
3か月合計 12,000円		3か月合計 36,000円			
合計 48,000円					



6・8月分の保険料を変更して天引きすると					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
4,000円	10,000円	10,000円	8,000円	8,000円	8,000円
3か月合計 24,000円		3か月合計 24,000円			
合計 48,000円					

6月からの特別徴収（年金天引き）開始

平成19年度の保険料を納付書や口座振替で納付した方のうち、平成20年度の保険料を6月の年金から天引きの方法で納付する方に、平成20年度介護保険料特別徴収（年金天引き）開始のお知らせを送付します。

納期が増えることにより、1回あたりの保険料額が少なくなり、納付しやすくなります。

変更例

所得段階が4段階（48,000円）の場合

変更前					
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
7月	8月	10月	11月	1月	2月
8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円



変更後							
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
6,000円							

介護保険料普通徴収の納期が増えます

介護保険料を普通徴収（納付書や口座振替）の方法で納付している方の納期が6回から8回に増えます。

今までは、7・8・10・11・1・2月の末日（末日が休日の場合は、翌平日）の6回でしたが、今年度から7月から2月までの毎月末日（末日が休日の場合は、翌平日。12月は25日）の8回となります。

※10月分以降の保険料額は7月に送付する、平成20年度介護保険料額決定通知書でお知らせします。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係

平成20年度住民税の変更点

① 住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除の経過措置)

住宅借入金等特別控除(「住宅ローン控除」)は、所得税の控除制度ですが、税源移譲に伴い所得税が減少した結果、

①「住宅ローン控除の限度額が所得税額より大きくなり所得税から控除しきれない」、また②「税源移譲前の控除制度においても控除しきれなかったが、控除しきれない額が大きくなる」場合に、税源移譲前の所得税において控除できた額と同等の控除が受けられるよう、所得税で控除しきれない部分を住民税から控除する特例措置が設けられました。

平成11年から18年までに入居している方が対象です。平成19年以降に入居した方は対象となりません。

② 地震保険料控除の創設

地震保険への加入を促進する目的で損害保険料控除が見直され、新たに地震保険料控除が創設されました。

特定の損害保険契約などに係る地震などの損害部分の保険料や掛金(地震保険料)を支払った場合には、平成20年度住民税から、一定の金額の所得控除を受けることができます。

従来の短期損害保険料控除は廃止さ

れましたが、一定の要件を満たす長期損害保険契約などに係る損害保険料(旧長期損害保険料控除)は、経過措置として地震保険料控除の対象となります。

控除額

○地震保険料控除額

年間の支払保険料の1/2の額(上限2万5000円)

○旧長期損害保険料控除額

(年間の支払保険料↓控除額)

●5000円以下↓年間の支払保険料の額

●5001円〜1万5000円↓年間の

支払保険料の額×1/2+2500円

●1万5001円〜1万円

※地震保険料控除額と旧長期損害保険料控除額の両方がある場合は、合計で2万5000円が上限です。

③ 高齢者非課税制度廃止に伴う経過措置の終了

「65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方の住民税非課税制度」が平成17年度税制改正で廃止され、経過措置として平成17年1月1日現在65歳以上の方(昭和15年1月2日以前生まれの方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成18・19年度住民税を減額していました。

経過措置終了により、平成20年度住民税から全額課税となります。

④ 年度間の所得変動に係る経過措置 (平成19年度住民税の減額)

平成19年度住民税(所得税は平成19年で国から地方への税源移譲が行われました。税源移譲は、所得が同じであれば住民税と所得税を合わせた税負担が変わらないように制度設計されているため、19年度住民税(18年中の所得で計算)が増えた分は、19年分所得税(19年中の所得で計算)で調整されます。

しかし、18年分の所得税が課税されていて19年分の所得が所得税が課税されない程度まで減少した方は、本人の申告に基づき19年度住民税を税源移譲前の税率で計算した額まで減額します。

対象 次の①、②の両方を満たす方

①平成18年分所得税が課税されている

方で、平成19年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)が、「所得税との人的控除額の差(*)の合計額」より大きい方

②平成19年分所得税が課税されない方で、平成20年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)が、「所得税との人的控除額の差(*)の合計額」以下の方

経過措置を受けるには申告が必要

申告方法 「平成19年度分市町村民税 道府県民税減額申告書」を平成19年度住民税が課税されている市町村(平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村)へ提出してください。

申告期間 7月1日(火)〜31日(木)

※市では、平成19・20年度住民税課税状況により、この経過措置に該当する可能性があるかと判断できる方に、6月末までに申告用紙を送付します。

(*) 人的控除額の差

項目		差額	
基礎的な人的控除	基礎控除	5万円	
	配偶者控除	控除対象配偶者	5万円
		“(同居特別障害)	17万円
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	10万円
		“(同居特別障害)	22万円
	配偶者特別控除		5万円
			3万円
	扶養控除	扶養控除	5万円
		“(同居特別障害)	17万円
		特定扶養控除	18万円
		“(同居特別障害)	30万円
		老人扶養控除	10万円
“(同居特別障害)		22万円	
同居老親扶養控除		13万円	
“(同居特別障害)		25万円	
特別な人的控除	障害者控除	1万円	
	障害者	10万円	
	特別障害者	1万円	
	寡婦控除	5万円	
	寡婦	1万円	
	特定寡婦	1万円	
寡夫控除		1万円	
勤労学生控除		1万円	

問合せ 課税課市民税係